

有 料 ・ 無 料
職 業 紹 介 事 業 許 可 申 請 書
職 業 紹 介 事 業 許 可 有 効 期 間 更 新 申 請 書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)
申請者 氏 名

印

- 1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
- 2. 職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
- 3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。
- 4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

許可番号		
(ふりがな) 氏名又は名称		
(ふりがな) 所在地	〒 - 電話 ()	
	
	
(ふりがな) 代表者氏名等	氏 名	住所

(ふりがな) 役員等 (法人のみ)	氏 名	住所

収入印紙
消印しては
ならない

様式第1号(第2面)

兼 業 の 種 類 ・ 内 容	1.	2.	3.
	4.	5.	6.

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

事 業 所		
名 称	所 在 地	
職業紹介責任者氏名等		担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	()
講習会名、受講年 月日・受講場所		

事 業 所		
名 称	所 在 地	
職業紹介責任者氏名等		担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	()
講習会名、受講年 月日・受講場所		

取次機関

イ (ふりがな) 名 称

ロ (ふりがな) 住 所

ハ 事業内容	

申請者は職業安定法第32条各号に規定する以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第48条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪若しくは出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第73条の2第1項の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者
- ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ハ 職業安定法第32条の9第1項(第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- ニ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイから八までのいずれかに該当するもの
- ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者がある
上記イ中の政令で定める法律の規定は次のとおり。
 - ・ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第117条及び第118条第1項(同法第6条及び第56条に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定
 - ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第58条から第62条までの規定
 - ・ 港湾労働法(昭和63年法律第40号)第48条、第49条(第一号を除く。)及び第51条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第12条(第1号に係る部分に限る。)の規定及び当該規定に係る同法第13条の規定
 - ・ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第19条、第20及び第21条(第1号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
 - ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第62条、第63条及び第65条の規定並びにこれらの規定に係る同法第66条の規定
 - ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第32条、第33条及び第34条(第1号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定

また、の者は、未成年者でなく、かつ、上記のイ、ロ及びハのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

様式第1号(第4面)

記載要領

1

職業紹介事業許可申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに2、3及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに1、3及び4の全文を抹消すること。

2

職業紹介事業許可有効期間更新申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び3の全文を抹消すること。

3

欄には、申請書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

4

欄には、申請者の氏名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

5

欄には、有効期間の更新申請の場合のみ、()に許可の有効期間の末日を記載すること。

6

欄には、氏名(個人)又は名称(法人又は団体における名称)を記載すること。

7

欄には、事業主の所在地(法人にあつては主たる事務所の所在地)を記載すること。

8

欄には、他に行っている事業の種類を記載すること。

9

欄には、職業紹介事業を行う事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

10

欄には、それぞれの事業所における担当者職・氏名・電話番号を記載すること。

11

欄には、職業紹介責任者が受講した職業紹介責任者講習会の名称、年月日及び場所を記載すること。

12

欄には、取次機関を利用する場合のみ、記載すること。